

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布します。

平成21年12月28日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 野 呂 昭 彦

四日市港管理組合条例第12号

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和54年四日市港管理組合条例第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

（議員報酬の額）

第2条 議員報酬は、日額9,900円とする。

（議員報酬の支給方法）

第3条 議員報酬は、定例会、臨時会、委員会又は四日市港管理組合議会会議規則（昭和41年四日市港管理組合議会規則第1号）に規定する議会運営協議会、議案聴取会若しくは全員協議会に出席した日数に応じて支給する。ただし、同一日において2以上の会議に出席することがあっても重複して支給しない。

2 議員報酬は、支給対象日の属する月の翌月の10日に支給する。ただし、その支給日が四日市港管理組合の休日を定める条例（平成元年四日市港管理組合条例第2号）に規定する休日に当たるとき、又は特に必要があるときは、繰り上げて支給することができる。

3 議員報酬の支給方法については、この条例に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。

（費用弁償）

第4条 議員が職務のため旅行した場合には、その費用の弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費については、この条例に定めるもののほか、一般職に属する職員の例による。

ただし、四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理組合条例第10号）

別表第1に定める額は、別表のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の四日市港管理組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例（昭和41年四日市港管理組合条例第10号）の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第3項の規定は適用しない。
- 4 第4条の規定による四日市港管理組合旅費及び費用弁償条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例第15条第2項の規定は適用しない。

別表（第4条関係）

宿 泊 料 (1 夜につき)	食 卓 料 (1 夜につき)
16,500 円	3,300 円